

長野市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第12項及び第252条の38第6項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成15年8月27日

長野市監査委員	戸	谷	修	一
同	佐	藤	隆	男
同	三	井	経	光
同	酒	井	美	明

措置の通知書

平成 14 年度 包括外部監査「ごみの収集及び処理・処分について」分

指 摘 事 項 等	措 置 状 況
<p>一般廃棄物処理計画の策定について適正な手続で行うべきもの（報告書 16 ページ）                      平成 8 年度作成の基本計画と平成 13 年度作成の基本計画の整合性に乏しい。                      平成 13 年度作成のごみ処理基本計画の決裁者が環境第一課長である。事務専決規定から見ると妥当でない。                      実施計画と基本計画の一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みは同じはずであるが、13 年度では相違している。また、実施計画の結果分析及び次年度以降の改善案が策定されていない。                      一般廃棄物処理計画を定め、変更した場合は遅滞なく公表しなければならないが、特段公表されていない。</p>	<p>ごみ処理基本計画は、5 年ごとに見直すものとされており、その他変動がある場合には、その都度見直すとされている。また、基本計画は、長野市第三次総合計画後期基本計画と整合性を図る必要があるが、目標年次平成 22 年の資源化率等の数値が、平成 13 年度作成のごみ処理基本計画と一致していないことから、長野市総合基本計画の今後予定されている市町村合併時による計画の見直しにあわせて、平成 17 年にごみ処理基本計画を見直していく。したがって、その時点で関係部署、審議会、市民意見の反映を図り、市長決裁を経て、広く市民に公表していく。                      （環境第一課）</p>
<p>委託料における割増料金加算を廃止すべきもの（報告書 18 ページ）                      4/30、8/16、12/29、12/31、1/14 については、長野市の年間ごみ収集計画からすると突発的なものでないことから割増加算することに合理的理由はない。                      割増料金的な性格のものは、本来受託企業において当然に負担吸収されるべき費用であることから、割増料金加算を廃止すべきである。</p>	<p>休日の収集に対する割増加算という考えをやめ、新たな積算方法により委託費用を算出した。また、8/16 はお盆期間ということで休日割増料金加算の対象としていたが、市役所の開庁日であり、一般的な休日とはいえないことから平成 15 年度から割増加算の対象から除外した。                      （環境第一課）</p>
<p>ペットボトル専用運搬業務等について総価契約とすべきもの（報告書 19 ページ）                      ペットボトル専用運搬業務及び資源物等運搬処理業務は、契約の時点で既に契約総額は確定していることから、このような単価による契約方法は適正でない。単価契約は、総額をもって契約金額とする契約上の原則に対する特例であって、予め数量が確定しているものに適用すべき契約でない。                      浄掃組合以外の業者にも参入の機会を与える意味からも、環境業務委託契約から分離して総価契約とすべきである。</p>	<p>新たな積算方法による委託経費を算出。資源物等運搬処理業務（フォークリフトリース）はビン類の収集業務の一部であることから、ビン類の収集委託料の積算時に含め、15 年度から廃止した。                      分離発注については、他の品目と合わせて品目ごとの分離発注が良いのか地区割での発注がよいのか 15 年度検討する。                      ペットボトルについては、ごみ減量の効果が反映できる単価契約に 16 年度から変更する。                      （環境第一課）</p>

ごみの不法投棄対策について検討すべきもの  
(報告書 21 ページ)

長野市は、ごみの不法投棄対策として不法投棄特別対策事業を(株)ZK長野支社に委託している。

報告内容からみると、急傾斜地や、ごみ量が大量のため回収されないものが多数存在している状況にある(平成 14.12 末現在、502 件の不法投棄の報告に対し回収済みの件数は 300 件、未回収 194 件、不明 5 件、他の機関へ連絡 3 件)。

不法投棄物は、特定の場所に集中する傾向はあるが、回収しないとさらに不法投棄物が増加することもあることから、発見次第回収できる体制整備に努めるべきである。

清掃車の洗車について励行させるべきもの  
(報告書 23 ページ)

委託清掃車は搬入の都度洗車するのではなく、概ね作業終了時にのみ洗車している。

清掃車の汚れ及び清掃車からの汚汁の漏水については、道路上はもとより清掃センター内においても衛生的な観点から適正でないことから、委託清掃車については洗車場で洗車を励行させるなど厳格な対応が必要であると同時に、管理運営上一定の責任を課すべきである。

効果的なシステム構築に努めるべきもの  
(報告書 23 ページ)

イ.共同住宅ごみ取扱責任者台帳システムを効率的に使用できるように改善すべきもの

台帳がどのように活用されているかは明確な回答もなく、ごみ取扱責任者等の変更についても申請主義で強制力がないこともあり、適時・適切に処理されていない状況で台帳として利用価値が低くなっている。

このように活用度の低いシステムについて、システム内容を変更するなど効率的に利用できるように改善すべきである。例えば、不正にごみを出すアパート等については、違反した内容、件数等のデータ項目を新たに付け加えることによって、集中的にごみ取扱責任者と区長及び環境美化推進会長に「適切な処置」を指導できるような情報を作成すべきである。

・14 年度未回収分については、15 年度現場確認して回収を行う。

職員による不法投棄パトロールでの回収や、職員による回収回数を増やして回収能力を上げ、不法投棄の抑制を図る。

・クレーンなど機材類が必要な回収場所や不法投棄物回収については、職員だけの対応は困難であるため、民間委託を優先して回収を検討する。

(環境第一課)

清掃車の多くは、搬入終了時に洗車しており、洗車終了後清掃させたり、洗車場にたまった汚水を定期的(月 1 回)に吸引させるなど、責任を持たせて実施させている。

今後も指導強化を図っていくとともに、業者の洗車場整備や広域施設の建設の中での整備等を検討していく。

(清掃センター)

・台帳システムは現在も今後も有効活用するのは難しいと思われる。そのため、システムを廃止する方向でごみ減量再資源化推進検討委員会で検討する(平成 15 年度～)。

・新築の共同住宅には、地区と集積所利用について話し合うことを条例で義務化も検討(平成 16 年度～)。

・既存の共同住宅で、専用の集積所があるところについては、不正排出者対策の対応をとる(平成 15 年度～)。

・既存の共同住宅で、地区の集積所を利用しているところについても、不正排出者対策の対応をとるが、収集停止などの措置は共同で利用している住民がいるためできない。そのため、共同住宅の分別が悪いと特定できた場合には、ちらしの投げ込みをするなどの個別対応をとる(平成 15 年度～)。

(環境第一課)

直営ごみ収集車の削減について検討すべきもの(報告書 25 ページ)

直営の清掃車は、原則として家庭ごみに係る一時多量ごみの依頼があれば、持込みごみと同様手数料を徴収して収集する。

一時多量は 3 台合計で、稼働日数 82 日、運搬量 65,050 k g であり、それぞれ全体の 21.9%、18.6%を占めるに過ぎないが、臨時的な運搬を控除すると 31.9%、51.6%であり、直営車の中心的業務である。

しかしながら、通常業務における直営車の年間稼働日数は年間 1 台 85.7 日と非常に少なく、1 日当たりの稼働時間も半日程度で非効率である。

一時多量ごみは一般廃棄物処理許可業者も取扱っており外部委託によって十分対応可能なものである。また、不法投棄に対する処理についても、現在不法投棄パトロールが実施されているものの量的に多く、直営車のみでは対応しきれなくなっていることから委託化も検討するとともに、併せて直営ごみ収集車の削減についても検討する必要がある。

ながのエコ・サークル認定事業所の拡充に努めるべきもの(報告書 27 ページ)

認定事業所件数についてみると、長野市の全事業者数(21,586 件、平成 13 年度事業所・企業統計調査より)からみるとわずかなもので、しかも平成 14 年度については、監査日現在(平成 15.1.10)4 件となっており増加率が頭打ちの状況にある。

平成 14 年 6 月に認定事業所を対象として実施したアンケート調査を参考にするとともに、参加企業数の目標を定め(例えば廃棄物の処理及び清掃に関する条例により多量排出事業者と認定されている者 205 社のうち 174 社が未加入であるが全員加入とするなど)職員が積極的に事業所を訪問するなど参加企業の開拓に努められたい。

清掃センター焼却炉等運転委託契約の契約方法について改善すべきもの(報告書 28 ページ)

焼却炉及び破碎機等の資源化施設についてはプラントメーカーが直接運転管理をするよ

清掃車は、直営収集として家庭の一時多量ごみの依頼に対し、毎週月・水曜日に、不法投棄として毎週火・金曜日に、他に毎週木曜日にリサイクルの収集で稼働している。

清掃センターの業務運営上、緊急時やイベント等の臨時的な収集にも対処しており、最低限の収集体制は維持する必要があることから、車両の稼働率が低いことを考慮し、平成 16 年度から 1 台(天蓋車)削減していきたい。

(清掃センター)

- ・エコ・サークル制度のあり方の検討(市民参加による評価・審査会、ごみ減検討委員会へ諮問など)
- ・新聞等の広告等を使って積極的に P R する(平成 15 年度)
- ・インターネットを活用し市役所ホームページの P R を強化(平成 15 年度)
- ・認定事業所のメリットを増やすことを検討し、ながのエコ・サークルに申請しやすい状況をつくる(平成 15 年度～)
- ・認定事業所の地域活動をマスコミに紹介することにより認知度をあげる(平成 15 年度～)
- ・多量排出事業所のうち資源化率の高いところなどに、文書や電話で勧誘を行う(平成 15 年度)
- ・参加企業開拓のための個別訪問については、ながのエコ・サークルのメリットを増やした上で検討したい(平成 16 年度以降)

(環境第一課)

うに設計されているものではなく、本来、プラントの設置者である地方公共団体での運転管理が可能のように設計されているはずである。従って、もともと地方公共団体の直接運転管理が可能なるものを、敢えてこのような理由でプラントメーカーを特命して随意契約することは妥当ではない。

定期点検整備等本来の専門的、技術的な面を除き、運転管理、保守点検等日常業務についてはプラントメーカー以外にも施設管理関係企業もあることから、指名競争入札とするなど契約方法について改善すべきである。また、焼却施設焼却業務委託契約においては当該施設発足以来、一部委託で直営職員と混成チームによって実施しているが、効率性、経済性等のメリットとデメリットとを考量のうえ、委託化についても検討する必要がある。

焼却炉等運転委託業務の積算に当たり是正・改善すべきもの（報告書 29 ページ）

焼却施設関係業務の一部を委託し、長野市職員とH Z(株)社員が協同で業務に従事している。また、資源化施設関係業務は全面委託をおこなっている。

しかしながら、両委託契約における積算、とりわけ諸経費率についてみると、業務内容も運転管理等でほとんど変わらず、直接経費の面でも比較的近い数字であるにもかかわらず、焼却施設の場合は 1.81%、資源化施設の場合には 14.60%と諸経費率の適用に大差を設けているのは諸経費に多額の相違が生じることから適正でない。

委託料積算において諸経費率が委託契約額に対する調整率として利用されているが、公正妥当な積算を行う必要があることから諸経費率は清掃センターの設計積算基準で定め、一定の法則性をもって適用するよう是正・改善すべきである。

委託契約における事務室等の使用について明確にすべきもの（報告書 29 ページ）

焼却施設焼却業務委託契約及び資源化施設運転業務委託契約の委託業者は、委託の期間中常駐して業務に当たっているため、業務場所以外にも休憩・更衣等のための場所が必要である

現在の焼却施設は老朽化しているとともに、ごみ量の増加により滞貨が増え、余裕のない運転状況となっていることから、業者変更による停滞を招かないためにも、広域施設が稼動するまでの間は、現状としたい。

委託等については、広域施設の段階で見直しを図りたい。なお、操作係の人員については平成 15 年度から各 1 名削減し、合理化の努力をしている。

（清掃センター）

焼却施設・資源化施設の業務委託に係る委託料の算出について、平成 15 年度の契約分から、一定の積算基準と積算根拠を明確化した。

（清掃センター）

平成 15 年度の仕様書で、不十分なものについて改善し明確化した。

事務室等本業務の遂行上、必要な行政財産の使用許可申請については目的外使用とならないため、申請書

<p>が、業務委託をしたからといって、即、清掃センターの事務室等各部分が自由に使用できるものではないので契約書(仕様書)において使用承認を与え、使用部分についても平面図に図示するなど明確に指示すべきである。また、貸与備品については業者使用の事務室において多数の事務用器機等があり、ラベルの貼付もないため長野市分と業者分が明確でないことから調査し、明確にしておくべきである。</p> <p>ハイウェイカードを適正に管理すべきもの (報告書 32 ページ)</p> <p>ハイウェイカードの使用状況について見たところ、受払簿を作成していなかったことから、詳細が不明なものとなっており十分把握されていない状況にあった。そこで精査したところ、監査日(平成 14.12.10)現在、プレミアム分を含んだ購入合計額に対する実際に使用された額を差し引いた残額と現物で保有する残高について見たところ、4,150 円相違しており、また、残券については簿外管理となっているのは適正でない。</p> <p>このように残額が相違した原因については、受払簿を作成し適正記帳を行っていなかったためである。受払簿を作成し適正に管理すべきである。</p> <p>なお、12 月 19 日購入の 95,000 円分については、焼却炉の修理状況等を的確に把握していたならばこの時点での購入の必要性がなかったものと思われる。たとえ年末対策用としても、ごみ排出量と処分量等を勘案し必要が生じた時点で購入するよう、慎重を期すべきである。</p> <p>分析室における試薬品の管理に万全を期すべきもの(報告書 33 ページ)</p> <p>清掃センター分析室を調査したところ、劇物・毒物等の試薬品が 180 種薬品棚に保管されている。その試薬品の保管状況についてみると、地震等の災害に備えて薬品のビンが倒れたり、あるいは落下したりして、液体が外部薬品と混合することによって火災等が発生しないよう措置しなければならないが、この措置をとらず、ただ単に棚に並べた状況にあることは災害予防の観点からみて適切でない。地震等災害に備え試薬品の管理に万全を期すべきである。</p>	<p>の提出は求めないが、使用箇所については仕様書に、貸与備品についてもリストを作成して、それぞれ明記し、業務の内容や範囲についても明確な表現に改めた。</p> <p>(清掃センター)</p> <p>指摘を受け、平成 15 年 1 月から受払い簿を整備し実施している。今後、庶務担当が管理し適正な支出を図る。</p> <p>(環境第一課)</p> <p>薬品トレーを購入設置して、早急に転倒防止対策を実施した。</p> <p>(清掃センター)</p>
---	---

修繕工事の設計については是正・改善すべきもの（報告書 34 ページ）

清掃センターは、資源化施設ごみ供給コンベア修繕工事を実施している。この設計積算に当たっては業者から見積書を徴し、これを基に積算を行っているが、平成 13 年度清掃センターの積算基準によると「労務単価は原則として県単価とする。」として県単価を適用している。

しかしながら、設計額のうち人件費積算について見積額と同センター設計額とを比較してみると、単価としては低い県単価を採用しているにもかかわらず、数量（人工）増が行われているため積算額の増額をもたらしているのは適正でない。

当該工事の全体の設計金額としては見積書の積算額より低い設計額で積算されてはいるが、業者見積額の数量（人工）に加算する理由はないことから是正・改善すべきである。

適正な支出科目で支出すべきもの（報告書 34 ページ）

清掃センターは、ダイオキシン類測定分析、空気環境測定及び消防設備点検業務等に係る予算執行について役務費で支出している。

ところで、予算科目は歳出にあつては目的別に款項に区分し（「地方自治法」第 216 条）更に執行科目として各項の内容を明らかにするため目節に区分しなければならない（同法「施行令」150 条第 1 項第 3 号）とされている。区分の基準は同法「施行規則」（第 15 条第 1 項）で定められ、節の区分は規則の区分のとおり定めなければならない（同法「施行規則」第 15 条第 2 項）とされている。

しかしながら、清掃センターにおける役務費の支出内容についてみると、エレベーター保守点検、消防設備法定点検及び自家用電気工作物保守管理等建物管理委託料 9 件 4,381,671 円、空気環境測定、ダイオキシン類分析及び最終処分場水質分析等調査研究委託料 10 件 14,430,675 円が含まれており、役務費で支出するのは適正でない。

地方公共団体の支出は厳正な予算統制のもとに行われていることから、長野市の「節の説明」に基づいて節の区分を明確に認識して適正な支出科目とすべきである。

本工事についてはチェックミスがあったが、他の工事については積算基準に基づき実施している。

（清掃センター）

エレベーター保守点検や消防設備等法定点検に係るものは、全庁的に役務費・手数料で支出しているのが現行としていきたい。

ダイオキシン類測定分析や区域環境測定等業務に係るものは、平成 16 年度の予算作成時に財政課と協議して改善していきたい。

（清掃センター）

土地・建物等行政財産の使用手続きについては是正・改善すべきもの（報告書 35 ページ）

清掃センターの土地・建物等行政財産の目的外使用状況について調査したところ、使用許可されていないもの、減免手続きが適正に行われていないもの、電気料相当額の算定根拠が明確でないもの、などが見受けられるので、以下のとおり、是正・改善されたい。

ア .清掃工場用地について目的外使用許可すべきもの

清掃工場用地において、表 29 のとおり、電柱及び工事用仮設物が設置されているが、長野市財務規則による目的外使用許可がされていないので使用許可すべきである。

ウ .自動販売機における稼働率の適用根拠を明確にして算定すべきもの

自動販売機の電気料相当額の算定にあたっては、「行政財産使用許可について」に基づき計量器（子メーター等）により金額が明らかでない場合はその金額とし、計量器以外による方法であっても、金額が算定できる合理的な方法がある場合はそれにより算定した金額とする、とされており、清掃センターは、後者の方法で金額を算定している。

この算定方法については、月額電気料相当額 = 消費電力 × 1 日平均の電源投入時間 × 1 ヶ月の使用日数 × 稼働率 × 電気料単価 × 1.05（消費税）の算式を用いている。自動販売機における稼働率の適用をみると、

のタバコ販売機は 100%、 の清涼飲料販売機は 27%、 の清涼飲料販売機との販売機はそれぞれ 20%となっているが、その根拠が明確になっていないのは、適切でない。

自動販売機における稼働率の適用根拠を明確に算定し、適正な料金を徴収すべきである

保護具の管理に適切を期すべきもの（報告書 41 ページ）

安全管理者は、保護具について職場の特殊性から職種・職場の状況を適正に把握し、必要なものについて個人、共用別に分類し適正管理することが求められている。

しかしながら、現状は、ダイオキシン関連で防じんマスク、保護手袋等 8 種の保護具については、共用分として把握し、その取扱い等を「ダイオキシン類ばく露防止推進計画」に基づき管

平成 14 年 4 月から平成 17 年 3 月までの 3 年間の許可申請書により許可した。（中部電力、NTT）

稼働率等、根拠を明確化して契約した。  
（清掃センター）

安全管理の面から、用具の貸与・支給について見直し、保護具について適正に管理をしていきたい。  
（清掃センター）

理しているが、その他の保護具については個々の職種・職場ごとに個人・共用別に必要措置数を十分把握していなく、中には、ヘルメット、安全靴、長靴、皮手袋、ゴム手袋等について、その取扱いを職員の福利厚生のために定めた「長野市被服貸与規程」により、行っているものがみられるのは適切でない。

安全管理者は、危険職場の職員に対して保護具を装着させ作業に従事させることが義務づけられていることから、保護具の管理にあたっては必要個数を措置すべきことはもちろんのこと、「被服貸与規程」で定めているものの内には、保護具の管理の観点からみて適切を欠くものがみられる(ゴム手袋、皮手袋については使用できる期間を定めていない。)ので職種・職場に合った保護具の品質や耐用年数等について再吟味すべきであり保護具措置規程等を定め適正管理すべきである。

最終処分場埋立整地業務委託契約について指名競争入札をすべきもの(報告書 42 ページ)

長野市は、天狗沢最終処分場埋立整地業務についてKN(株)を特命して委託契約を締結している。

しかしながら、業務自体は、焼却灰及び不燃残さの埋立てと覆土、整地を行うもので特殊な技術が求められるものでなく計画的に埋立てをしていくことが求められるもので、特に当社を長期間継続して特命する理由に乏しい。

当該業務については市民の関心も高く、事故等作業ミスは絶対避けなければならないが、このような業務を実施できる業者は多数いるものと推定できることから指名による競争入札を実施すべきである。

施設補修工事契約に当たり指名競争入札を採用すべきもの(報告書 42 ページ)

長野市は、最終処分場水処理施設補修工事(契約額:29,085,000円、期間:平成13.11.26~平成14.2.28)を特命随意契約によりKK工業(株)に発注している。

しかしながら、この特命理由について精査したところ、技術的ノウハウは引き継いではおらず、一般的な補修業者であることが判明したことから、特命理由の要件を満たしていない。

また、補修工事自体は計装機器整備工事(

平成15年度から、指名競争入札を実施した。  
(清掃センター)

平成15年度から分離発注が可能なものは分離し、指名競争入札としていきたい。  
(清掃センター)

<p>消耗品交換、変換器交換等)など比較的困難なものではなく、PK(株)など下請業者が発注額の45%(2,209万円)を占めている実態にある。施設補修工事契約に当たり指名競争入札の方法を採用すべきである。</p> <p>工事費積算における材料費見積もりに当たり見積書を適切に徴すべきもの(報告書42ページ)</p> <p>平成13年度清掃センター設計積算基準によれば、材料費の見積もりを事前に入札に先立ち予定価格を策定する参考として徴する場合には、原則として3社以上から徴することとされている。</p> <p>しかしながら、天狗沢埋立地洗車場設置工事の積算に当たり、見積書をKN(株)1社のみから徴しているのは適正でない。</p> <p>材料費については、業者間に価格の高低差が生じることが想定されることから基準に沿った取扱いをもとに積算額の適正化に努めるべきである。</p> <p>不燃物最終処分場対策委員先進地視察旅費について負担金として支出すべきもの(報告書43ページ)</p> <p>長野市の「旅費の手引」(通達)によれば、「市職員及び市職員以外の者の旅行については、費用の用途を明確にするため、主催事務局を設置し、旅費は負担金から支出する。」とされている。</p> <p>しかしながら、不燃物最終処分場対策委員が先進地視察をした際、委員にかかる経費としては、委員を長野市職員等の旅費支給条例に基づく特別職等特別職の支給区分により支出しているが、特別職等については、「長野市特別職の職員等の給与に関する条例」でその範囲が定められており、この範囲にない委員をも特別職としているのは適正でない。また、このような市民を引率していく長野市職員についても長野市職員等の旅費支給条例により旅費として支給しているが、同様に適正でない。負担金として支出すべきである。</p>	<p>平成15年度から、設計積算基準により積算を行っていく。</p> <p>(清掃センター)</p> <p>平成15年度中に実施する先進地視察から、負担金として支出するよう実施する。</p> <p>(環境第一課)</p>
---	--

廃タイヤ処理運搬等の契約について総価契約とすべきもの（報告書 44 ページ）

清掃センターは、産業廃棄物処理及び廃タイヤ処理をそれぞれ 2 社から単価見積を徴し前者を N A（株）と後者を（株）M B と単価契約により委託している。

しかしながら、これら委託内容についてみると、清掃センターでストックしていたものを一括して短期間に業者処分場まで運搬し処分するもので、運搬時点で既に運搬トン数等が確定しているものであることから、総価契約にすべきところ単価契約していることは、適切でない。

単価契約は、契約の特例で運搬数量が不確定なものを対象とするもので運搬効率の観点から総価契約に比べ割高となるので、このような場合、総価契約とすべきである。

生ごみ自家処理容器購入費補助金について補助効果を測定すべきもの（報告書 45 ページ）

長野市民がこの補助金を受けるに当たっては、補助金交付申請書に機器購入に係る領収書（写）を添付して行わなければならないが、生ごみ自家処理機器を適正に管理することと堆肥化した生ごみを適正に自家処理することが交付の条件とされている。

購入事実及び使用状況についてのアンケート調査において、生ごみ処理機器で処理した乾燥ごみを可燃ごみとしてごみ集積所に出している購入者が 26 人もいることが判明しているが、これは交付条件に違反するので適正でない。また、この生ごみ自家処理容器補助制度は、ごみを自然の循環に戻し、ごみの減量化を図るものであり、市の経費試算等では 5 年～6 年程度の使用を見込んでいることから、補助効果をみるには単年度の使用確認では十分でなく適切でない。

生ごみ処理機器はごみの減量にも有効な手段であることから補助目的を単に堆肥化に限定するのではなく、生ごみの減量化を目的とするものについても拡大するよう要綱を改正する必要がある。また、その後においても当該処理機器の使用・利用状況を実地確認あるいはアンケート調査などにより補助効果を測定すべきである。

不法投棄されたごみは、センター内に種類ごとに一時保管し、一定量になったら業者に処分させているが、保管場所の確保が難しくなったことや周辺地区への臭気問題もあり、滞貨させることなく随時処分するため、現行の単価契約による方法を採用していきたい。

（清掃センター）

補助対象については、生ごみの堆肥化だけでなく減量を目的とするものについても補助金を交付できるように要綱を改正し、平成 15 年 4 月 1 日から適用している。

補助金交付後 2 か月程度で実施していた訪問調査を、補助金交付後 2 年を経過した者にまで範囲を広げて、生ごみ処理機の利用状況の確認と適正使用のアドバイスを目的に、15 年 7 月頃から実施していく。

（環境第一課）